

北海道寒冷地畑作営農

（目的）

(寒冷地畑作振興地域の指定)

2 前項の規定による寒冷地畑作振興地域の指定は、告示をもつてしなければならない。

(貸付け)

(貸付条件)

(貸付金額等の決定)

(貸付資格の認定)

2 前項の営農改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 当該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に應ずる農業経営の確立を図るために必要な改善措置

五 営農改善資金の額並びにその貸付を受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

六 第四号の改善措置に必要な資金で営農改善資金以外のものの額及び調達方法

七 その他農林水産省令で定める事項

第一項の認定の申請は、昭和六十三年三月三十一日までとするものとする。

北海道知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限る、司頂の認定をするものとする。

當農政計畫書記載した前条第二項第四号の故善措置が当該寒令也佃作辰間也或の寒令天氣象条件その也の自然的経済的条件に適合する當農政計畫に必ずる農業経営の確立を図るため必要

一、常月己言言回言車。木方前念念二工念回。己言持言木言言。筑治土火作持具。土城の筑治。木念

二 營農女善十画が適王に作戔されており、かつ、申請者が二を牽戔する見入が確実であること。

三 由青者營農女善十面

三 申請者が宮農改善計画

[illegible]

第八條 國に第六條第

[illegible]

(指導等)

九条 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達

成につき必要な指導をするものとする。

北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成に資するため、寒冷地畑作振興地域ごとに、当該寒冷地畑作振興地域の区域内において主と

耕作又は養畜の事業を行う者の営農の改善の目標として、その寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に應ずる営農方式の例を作成することができる。

附
則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の規定により公庫が行ふ資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第

十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第

三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法第三条」とする。

附 則 (昭和三十九年四月一日法律第五一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年三月三〇日法律第一三三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月一七日法律第一六号)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した改正前の第四条に規定する営農改善資金の貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率及び据置期間については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十八年四月二三日法律第一七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年三月二一日法律第一五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二一日法律第九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年四月二一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。